

熊本県知事 蒲島郁夫様

2012年5月7日

1、2期目の県政運営にあたっての基本姿勢について

- ① 「住民の福祉の増進」を第1義的に一県民の暮らし、福祉、安全を
地方自治法第1条2項は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定めています。県民の暮らし、地域経済の状況からして、この立場を堅持することがますます重要になっています。
- ② 「県民中心」の県政運営
県政の主役は県民です。エネルギーも知恵も県民のなかにあります。県民の生活実態、生の声に耳を傾け、心を寄せ、施策に活かすことが求められています。そのために地域・集落での「車座」懇談会を重視し、知事・副知事・部長・課長が率先して参加することを提案します。
- ③ ムダと不公正をなくす
路木ダム建設に象徴的にみられるような県発注の公共事業を通じて特定の政党・政治家へお金が環流するようなあり方、同和団体への多額の補助金など不適切な支出の根本的な改革を求めます。知事の退職金は廃止を提案します。
- ④ 国の悪政から県民と地域経済を守る県政
社会保障の連続改悪、消費税増税、TPP参加問題など、国の政治が、暮らし、社会保障、地域経済をこわす施策をすすめるなか、熊本県として、国に対して、県民の暮らし、福祉、地域経済を守る立場からきちんとモノを言い、政策転換を求めるべきです。同時に県民と県経済を守るために、県独自の可能な措置をとることを求めます

2、重点的施策について

- (1) 「福祉の心」で、暮らし・福祉を優先的に充実する
 - ①国民健康保険税の軽減のための市町村への援助。
 - ②介護保険料・利用料の軽減、特別養護老人ホームの増設を。後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者負担の軽減を国に求める。
 - ③こども医療費の中学校までの無料化。
 - ④保育料の引き下げ、待機児童の解消など公的保育の拡充。こども子育て新システムの名による公的保育の放棄に反対を。
- (2) 教育・勉学条件の改善
 - ①少人数学級の拡充。
 - ②教室の冷暖房の促進

- ③年収350万円未満の世帯の私立高校学費の無償。
- ④県立高校再編計画については、前期・中期計画の検証、後期計画は、関係者地元
の意見聴取の徹底を優先し、推進は凍結する。
- ⑤教員の長時間・過密勤務の抜本的な改善
- ⑥障害のある子どもの教育条件のさらなる改善・整備

(3) 循環型地域経済政策の推進で、地域経済を元気に

- ①地域経済をこわす、TPP、消費税の増税には断固反対する。
- ②住宅リフォーム助成制度の実現。
- ③小規模な修繕・公共工事「希望者登録制度」で地元業者に発注する。
- ④「公契約条例」の制定、官公需の異常なダンピングの防止。
- ⑥大型公共事業を見直し、特別養護老人ホーム・保育所や学校などの整備・増設、
防災対策で、仕事と雇用を増やす。
- ⑦道路・橋の維持・修繕を予防保全の立場から積極的に取り組むこと。
- ⑧大学・高校新卒者の県内での就職、青年の雇用対策を強め、元気・活力を育成
する。「官製ワーキングプア」の解消、派遣切り、一方的な工場閉鎖の規制など、
労働者の安定雇用・労働条件の改善に努める。
- ⑨農林水産業振興は熊本の経済の要。農業大県熊本、農林水産業の自然的人的条件
に恵まれた熊本においては、農林水産業を基幹的産業として戦略的に位置づけ、
食の安全、環境など地域社会の基盤として振興する。市町村、専門家と連携し、
鳥獣被害対策を強ける。
- ⑩従来型の呼び込み型の大企業誘致、大型開発から、中小企業、農林水産業振興
を基本とする内発型の経済政策への転換をはかる。県中小企業振興基本条例を改
正し、誘致大企業の地域貢献をすすめる「大企業条項」を設ける。
- ⑪高齢者、障がい者が買い物ができる商店、商店街の整備・育成。
- ⑫小水力・風力・太陽光・バイオ・地熱など自然エネルギーの推進で、地域の雇用
拡大、経済の活性化をはかる

(4) 原発ゼロ、自然エネルギーの本格的推進

- ①熊本県として「原発ゼロ」を宣言し、国に決断を求める。
- ②定期点検や事故等で停止中の原発の再稼働については、東京電力福島第1原発事
故の原因究明がなされていない状況であり反対する。
- ③老朽原発は廃炉に。プルトニウムを燃料とするプルサーマルは中止を求める。
- ④原発事故による放射能の測定、医療、除染などの体制を整備する。九電との防災
協定を締結する。
- ⑤水力、風力、太陽光、地熱など自然エネルギーの導入に本格的にとりくむ。
- ⑥県を先頭に、節電、省エネを促進する。24時間型社会の見直しを進める。

(5) 災害に強い、安心・安全な熊本・地域づくり

- ① 県防災計画・震災対策の抜本的見直しについては、県民参加での検討も加え、さらに充実していく。
- ② 学校、公共施設、病院、住宅の耐震化促進。耐震診断・耐震補助を復活する。
- ③ 住宅耐震診断、耐震化助成の復活・充実。
- ④ 防災の地域づくり、災害の救援・復興の担い手、組織の育成・強化
地震・津波対策をはじめ安心安全の防災の地域づくり。災害からの復旧・復興のための担い手・組織の育成—消防、自主防災組織の育成強化、建設業者・建設産業の保全・育成。消防の広域化（全県4ブロック）については、地域の意見、批判に留意し再検討する。
- ⑤ 防災備蓄倉庫の拡充、地域の防災訓練など、日常の地域防災力を強化する。

(6) 懸案の重要課題について—「がれき」問題、道州制・地域主権改革、水俣病、荒瀬ダム、川辺川ダムなしの治水・五木村再生、路木ダム、白川の治水・立野ダム、諫早干拓・有明海再生

<がれき問題>

- ① 大震災支援強化、絆や人としての連帯、助け合いを引き続き重視していく。同時に、それと放射性物質を含むがれきの問題の科学的で道理ある解決策の探求は区別して対応する。
- ② 放射線防護学においては、放射性物質については、他と区別して集中・隔離管理するというのが鉄則であること、阪神淡路大震災の時のがれき量は2000万トン、東日本大震災のがれき量は2300万トン（環境省発表）とされているが、広域処理は全体の2割が目標であり、国の責任で、広域処理ではなく域内処理を促進するよう、県として要望すること。
- ③ 放射線は遺伝子、生命体に悪作用する。自然放射能も人口放射能も無害ではなく、被ばくはないほうがいいのであり、慢性微量汚染で「原爆規模」ともいえる被害者を生み出している水俣病の教訓、「宝」の地下水保全という点でも、がれき受け入れには応じないこと。

<道州制・地域主権改革>

- ① 「究極の構造改革」である道州制は、平成の市町村合併を遙かにしのぐ大規模な市町村合併と熊本県の存在をなくし、政府・大企業の意のままの開発促進を容認するシステムであり反対する。
- ② 道州制につながる「九州広域行政機構」による国の出先機関の丸ごと移譲は、福祉・医療・雇用のナショナルミニマム、道路、河川の管理と防災等に対する国の責務を解消するもので容認できない。
- ③ 平成の大合併後の市町村の検証の上にたった県内市町村、地域の特色ある発展策を策定し、体制、財政上の措置をとる。

<水俣病対策>

- ① 掘り起こし検診に対する「迷惑」発言をした横光環境副大臣に対して全面的な謝罪と辞職を求めること。
- ② 水俣病特別措置法にもとづく申請期限を7月末とする政府の決定を容認した知事発言を取り消し、国に、「7月末締め切り」の撤回と恒久的救済の窓口設置を求めること。
- ③ 地域と出生年月によって救済対象から除外し、救済の道を閉ざすあり方を改めること。
- ④ 不知火海沿岸住民の健康調査を国とともに実施すること。
- ⑤ 公害健康被害補償法にもとづく国の認定基準を抜本的に見直すよう求めること。
- ⑥ チッソの分社化を中止し、加害企業チッソが被害者救済に最後まで責任を果たすこと。

<荒瀬ダム>

- ① 撤去の計画・進め方、撤去にとまなう種々の問題の解決のために、住民参加、情報公開を貫くこと。
- ② 撤去費用について、さらなる国の支援を確保する。
- ③ 日本初の「撤去」を広くアピールする。撤去後の地域の再生を援助する。地域の自主的とりくみを支援するとともに県としても、イベントなどを具体化すること。

<川辺川ダム～五木村・治水・利水>

- ① 「ダム事業等の廃止に伴う特定地域の振興に関する特別措置法」の制定のために県としての特別の集中的な働きかけを行うこと。対象を県営ダムまで拡充するよう求めること。
- ② 「ダムによらない治水を検討する場」において、戦後最大規模の洪水から流域住民を守る「ダム以外治水」案をまとめ、河川法にもとづく「ダムなし河川整備計画」を策定すること。ハード対策と同時に、情報伝達、避難対策などソフト面も重視する。
- ③ 身の丈に合った利水対策の具体化・推進を国とともに進めること。

<路木ダム>

- ① 路木ダムは中止すること。
- ② 牛深・河浦町の利水代替案を天草市と共同して早急に策定する。
- ③ 羊角湾の再生に着手すること。

<白川の治水対策、立野ダム>

- ① 熊本市を水害から守るための堤防かさ上げ、しゅんせつ・掘削などを早急に推進するよう国に求めること。その際、市民の憩いの場である「桜」や公園の存続に配慮するよう求めること。
- ② 白川の治水対策については、立野ダムを含む対策ではなく、堤防かさ上げ、河道の浚渫・掘削、遊水池、水田涵養などを組み合わせたダム以外の対策を国に

求めること。

<諫早干拓問題と有明海再生>

- ① 深刻な漁業被害に対して、有明海八代海再生特別措置法 21 条、22 条にもとづく救済のための緊急調査と救済措置の具体化をはかること。
- ② 福岡高裁の「開門判決」の遂行について、開門時期と具体的な工程表を明らかにするよう求めること。
- ③ 熊本県としては、来年5月開門を求めること。
- ④ 排水門開門の事前準備課題である農業用水確保については、深井戸に固執せずため池の設置を具体化するようもとめること。

(7) ムダづかい、不公正な公費支出の改革、財政の立て直し

- ① 治水・利水上も不必要で、羊角湾の環境をこわす路木ダムは中止する。熊本港については、八代港との役割分担、費用対効果の検証を行い、県民、熊本市民に親しまれ、利用される港をめざす。
- ② 公正・多額の同和関係団体補助金は廃止する。
- ③ 予算の基本を、福祉、くらしを守り、新しい仕事と雇用をつくりだし、地域を元気に、くらしと地域経済を豊かにしていくにおいて編成すること。
- ④ 地域循環型経済の推進で、くらしと地域経済を活性化し税収増をはかること。